

春日井市役所庁舎玄関マット提供者募集要項

庁舎玄関マット広告掲出事業において、次のとおり提供者を募集します。

【受付期間】

平成21年2月26日（木）から3月9日（月）まで

※ 受付：午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

【受付場所】

総務部総務課に持参

※ 郵送やFAX、Eメールによる提出は認めません。

【入札日時】

平成21年3月16日 午前10時15分

【入札場所】

春日井市役所 地下1階会議室（入札室）

【入札最低価格】

次の4か所において、それぞれ入札を行います。

- 1 庁舎正面玄関（3枚）年額 0円
- 2 庁舎南玄関（3枚）年額 0円
- 3 庁舎東玄関（1枚）年額 0円
- 4 庁舎北玄関（1枚）年額 0円

【入札価格等】

年額（消費税及び地方消費税を含む。）を入札書に記入すること。

※ 広告掲出に際して、行政財産目的外使用許可申請が必要です。また、掲出料のほか行政財産目的外使用料が、1枚あたりおよそ年額64,000円（平成21年度予定）かかります。

【契約期間】

平成21年4月1日（水）から平成24年3月31日（土）までの3年間

【提出書類】

- 1 事前審査型一般競争入札参加申込書（第1号様式）

※ 入札参加資格があると認められた方は、事前審査型一般競争入札参加資格決定通知書（第2号様式）を必ず入札当日に持参してください。

【提供者の資格要件】

- 1 法令等に違反していないこと。
- 2 春日井市から指名停止措置を受けていないこと。
- 3 暴力団又は暴力団の構成員ではないこと。
- 4 市税等を滞納していないこと。

【選定方法】

春日井市庁舎玄関マット広告掲出要領第6条に基づき、入札により最高額で落札した提供者1社を選定します。

【注意事項】

- 1 虚偽の内容が記載されているものは失格になります。
- 2 提出に要する費用は、応募者負担とします。
- 3 提出された書類は、原則として返却しません。

【玄関マット設置場所】

次の4か所に設置します。

- 1 庁舎正面玄関（3枚）
- 2 庁舎南玄関（3枚）
- 3 庁舎東玄関（1枚）
- 4 庁舎北玄関（1枚）

（別図参照）

【玄関マットの仕様等】

提供者は、マット設置場所にマットを設置するものとし、当該マットの仕様及び設置方法は、次のとおりとする。

- 1 サイズ たて120 cm×よこ180 cm
- 2 マット全面が広告枠となります。
- 3 マット洗浄の際の交換用として、1箇所あたり最低2枚作成してください。
- 4 マット洗浄における交換周期については、汚れが激しい場合を除き、原則2週間毎とします。
- 5 前号に定めるもののほか、マットの設置について、市の指示に従うものとする。

【提供者の業務】

- 1 広告主の募集、マットの作成、設置、管理及び撤去を行う。
- 2 広告掲出にあたり、春日井市庁舎玄関マット広告掲出申込書（第3号様

式) に広告原案を添えて、とりまとめのうえ市長に申し込むこと。

【市庁舎の概要】

春日井市役所は、主に春日井市民及び市職員（約840人）が利用する地下2階、地上12階、塔屋1階の鉄骨鉄筋コンクリート造で、市民課への来庁者は、1日約1,000人です。

【問い合わせ先】

春日井市役所総務課

電話（0568）85－6073

Eメール somu@city.kasugai.lg.jp